

子 発 0322 第 3 号  
令 和 3 年 3 月 22 日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市長  
殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）

認可外保育施設については、従来、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「指導監督通知」という。）により、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が認可外保育施設を指導する際の指針をお示ししてきたところであるが、今般、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」等の解釈について」（令和3年2月5日付け事務連絡）で示した内容について必要な措置を講じるため、指導監督通知の一部を別紙のとおり改正し、当該改正を令和2年10月1日から施行することとし、併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴う所要の改正を行い、当該改正を令和3年2月13日から施行することとしたので、内容を十分に御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）への周知を行うとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。